**報告事項（３）**

# 低所得の子育て世帯に対する水道料金の減免について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による市民生活への影響に鑑み、低所得の子育て世帯を対象に水道料金の減免を実施するもの。

１　対 象 者

市内に住所を有し、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する者。

（１）市・県民税が非課税かつ 22 歳以下の子を扶養している世帯

（２）児童扶養手当受給者

２　対象者数　　約 8,000 世帯

３　実施期間　　令和 3 年 10 月分から令和 4 年 9 月分まで

４　減免金額　　基本料金相当額　　口径 13 ㎜：1,111 円

口径 20 ㎜：1,815 円

口径 25 ㎜：2,343 円

５　影 響 額　　147,946 千円　　令和 3 年度：76,723 千円

令和 4 年度：71,223 千円

６　減免手続

関係各課と連携のうえ対象者を抽出し、申請によらず減免を実施。対象者には減免実施前及び実施後に通知を行うもの。